

賃金確定交渉は12月末へ継続



教 宣 ニ ュ ー ス

発行所

自治労
北見市職員労働組合
〒090-0029
北見市北9条東2丁目2
北9条分庁舎
電話 0157-25-1198
FAX 0157-25-5357

第18号

11月17日(木) 14時から北9条分庁舎において「2011賃金確定交渉」を再開しました。



長から周知されていると思う。」と回答がありました。

昨日の交渉の中で当局は、これまでのワーキンググループなどでは「本来の担当業務が忙しいため、メンバーが十分に取

り進むことができなかった。」という問題を認めています。試行とはい

え、本来の担当業務の他にプロジェクト業務を兼務するには、メンバー本

人は当然のこと、職場内の理解と協力が不可欠です。

当局のこの無責任な回答に対し、交渉団では、試行というのを含めて

再度庁議で周知を図るよう強く求めました。当局

は、再度庁議の中で試行ということの説明するとともに、各所属長からの

説明とポータルでの職員

周知をしたいとの回答がされました。

また、この制度は労働条件にも関わることから

事前に労使協議が必要であることを強く申し入れ、

当局からは別の機会に再度提案したいとの回答が示されました。

■基本賃金・諸手当について
11月15日の交渉において、「人事院勧告の取扱い及び市給与条例について、国や他自治体の情勢

を見極めながら判断したい。11月17日のヤマ場

までに方向を示す。」と回答していたことから、

本日方向性を質しました。

当局からは「北見市の給与

改定については、これまで人勸及び国を最大の参



考資料としてきたが、今回の勧告は閣議決定を経

ておらず、他自治体の対応も不透明なことから、

市長と協議した結果、現段階では判断できる状況

にない。」との回答でした。いつまでに結論を出すのか質したところ、

「12月議会に提案できる状況ではない。12月末までに判断したいと考えて

います。」と見解が出されました。

また、国家公務員給与臨時特例法案の7.8%

の削減については、「あくまでも国の独自削減であるので、それを市に当

てはめることにはならないと認識している。」と

しました。

交渉団は、12月末までに示される基本賃金・諸

手当について、3年間の独自削減を行っており、

新たな削減を行わないと約束したことについて強く

主張し、また、今後の交渉では現給補償の当局

側の考え方も追及していくことを明言しました。

■欠員の解消について
交渉団から「当局の『努力する』という言葉

だけでは不十分。もっと重く受け止め、すべての

欠員を解消する方向で進めてもらいたい。」と強く

求めたところ、「すでに11月に前倒し採用を行っているが、来年度までの

残り4カ月の間に、さらなる前倒し採用も含めて、欠員解消に向けて取組みたい。」との回答を得ました。

段階で約束していたきたい。」と申し入れたところ、当局からは「過去の経過からも遡及して削減は行わないことを約束する。」との回答を得ることができました。

交渉団としては、他単組(特に網走管内町村)では人勸準拠での提案を

強行するなか、12月議会終了後の月末まで冷静に

情勢を見極めようとする当局判断は一定程度理解

でき、また、欠員解消や制度調整などについて前

進回答が得られたことから、同日16時より、拡大

支部代表者会議を開催し、交渉団としては一定の回答が得られたと判断した

ことを報告し、承認されたため、闘争における戦術を解除しました。

継続

